

久御山町放課後児童健全育成施設の
運営のあり方検討委員会報告書

令和6年11月

久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会

目次

はじめに	・・・	1
1 現状	・・・	2
(1) 設置数・運営場所・運営方法		
(2) 児童の定員及び児童数の状況		
(3) 利用料の状況		
(4) 職員の状況		
(5) 放課後児童クラブをめぐる全国的な状況		
2 課題	・・・	7
(1) 指導員の人手不足		
(2) 保育の質の確保		
(3) 運営に対する評価		
(4) 障がいのある児童への対応		
3 放課後児童クラブ各運営主体の比較	・・・	8
(1) 運営主体ごとの特徴		
(2) 直営と民間委託の比較		
4 提言	・・・	10
5 久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会	・・・	12
参考資料		
久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会設置要綱	・・・	13

はじめに

放課後児童クラブとは、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を実施する施設で、小学校に就学している児童のうち、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校施設や児童館などで適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としており、久御山町においては、当該放課後児童クラブの名称を「仲よし学級」としている。

久御山町では昭和55年7月から3つの町立小学校すべてに仲よし学級が設置され、共働き世帯や病気・看護等のため家庭での保育が難しい世帯等からのニーズに応じてきた。少子化により子どもの数が減少傾向にあるにもかかわらず、仲よし学級の利用者は一定数を保っており、今後もニーズの高い状況が続くことが予想される。

そのような中、仲よし学級の運営は指導員の高齢化や慢性的な人手不足など様々な課題を抱えており、持続的で安定した学級運営が難しい状況となっている。

これらの課題を解決するため、今後の仲よし学級の運営方法について検討を行う必要があることから令和6年7月1日に外部有識者等による放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会が設置された。検討委員会では仲よし学級の現状や課題の把握、また他市町の運営方法等を参考にしながら今後の運営方法について検討を行った。

本報告書にまとめた内容を踏まえ、仲よし学級がより良い保育施設となるため、今後の運営の参考として活用いただきたい。

久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会

1 現状

(1) 設置数・運営場所・運営方法

町の放課後児童クラブ（仲よし学級）は、昭和 55 年 7 月から 3 つの町立小学校すべてに設置されている。現在、御牧小学校では学校敷地内の専用施設で 1 クラス、佐山小学校、東角小学校では学校の余裕教室でそれぞれ 2 クラスを運営している。

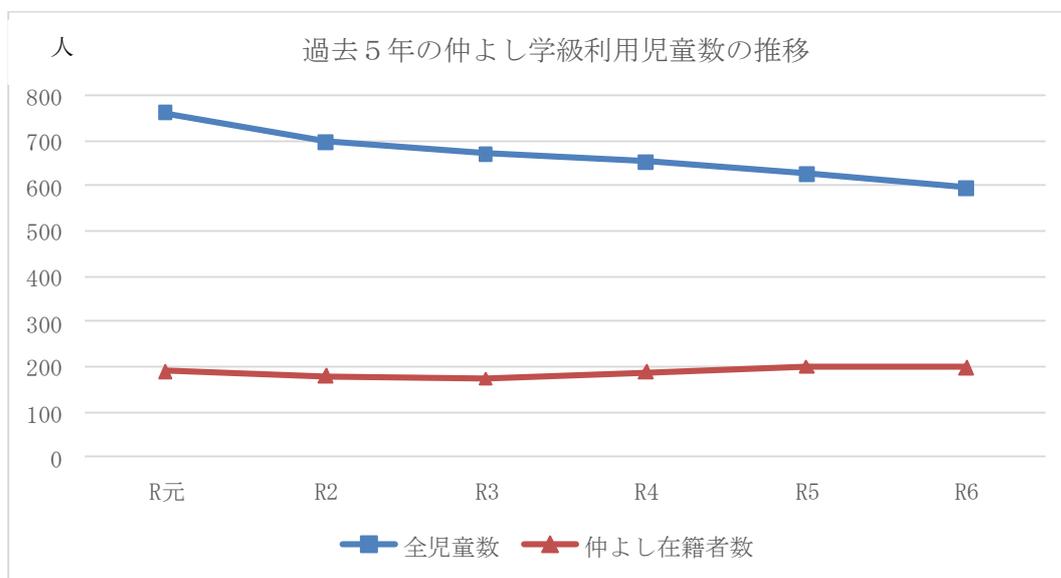
仲よし学級の運営方法は、公設公営方式をとっており、仲よし学級の設置主体である町が条例に基づき運営を行っている。仲よし学級で働く指導員は町が雇用する会計年度任用職員で、主に現場での学級運営に携わっており、指導員の雇用や給与の支給、利用料の徴収や入退級の処理等の事務手続きや保育室の環境整備は教育委員会生涯学習応援課で行っている。

(2) 児童の定員及び児童数の状況

仲よし学級の定員は、国の基準（児童 1 人あたり確保すべき面積基準）に基づき定められており、御牧仲よし学級は 70 人、佐山仲よし学級と東角仲よし学級はそれぞれ 2 クラスで 90 人となっている。

令和 6 年 9 月 1 日時点の利用児童数は、208 人（定員 250 人）で、1 年生から 3 年生の児童が大半を占めている。なお、久御山町では待機児童はない状況である。

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計	定員
御牧仲よし学級	9 人	8 人	15 人	9 人	4 人	4 人	49 人	70 人
佐山仲よし学級	25 人	28 人	21 人	14 人	3 人	1 人	92 人	90 人
東角仲よし学級	21 人	23 人	19 人	4 人	0 人	0 人	67 人	90 人
総数	55 人	59 人	55 人	27 人	7 人	5 人	208 人	250 人



(3) 利用料の状況

仲よし学級利用料は児童1人につき1ヶ月5,000円で、きょうだい等2人以上利用の場合は、2人目から半額の2,500円としている。また、町の就学援助制度の適用を受け、要保護世帯に該当する場合は免除、準要保護世帯に該当する場合は半額の2,500円としている。月額については、近隣市と比較すると安価であり、近隣町とは同水準となっている。

利用例：きょうだい2人の通常世帯 5,000円+2,500円=7,500円

きょうだい3人の通常世帯 5,000円+2,500円+2,500円=10,000円

きょうだい2人の準要保護世帯 2,500円+1,250円=3,750円

なお、午後6時から午後7時までの時間帯を利用した場合は、延長料金として1人1回につき100円を徴収している。

(4) 職員の状況

町の仲よし学級指導員の職種は以下の4種類で構成されている。

- | | | |
|-------------------------------|---|------|
| ①主任指導員：学級運営を中心になって担う職員（有資格者） | } | 常勤職員 |
| ②常勤指導員：主任指導員の補佐を担う職員（有資格者） | | |
| ③特別支援指導員：加配対象の児童を中心に保育する職員 | | |
| ④代替指導員：上記3種類の指導員の休暇等の代替を務める職員 | | |

（「有資格者」とは、放課後児童支援員の資格をもつ者を指す。放課後児童支援員は、都道府県知事が認定する公的な資格で、配置基準や資格要件については、久御山町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）に規定されている。）

通常、1クラスあたり①から③の指導員が1人ずつ配置された3人体制を理想としているが、慢性的な人手不足のため、現在は以下のとおりとなっている。（令和6年9月1日時点）

なお、人手不足の状況は、基準条例が定められた平成26年以前から続いている。

	御牧	佐山		東角	
		1組	2組	A組	B組
主任指導員	1人	1人	欠員	1人	1人
常勤指導員	1人	欠員	2人	1人	1人
特別支援指導員	欠員	1人	欠員	欠員	欠員
計	2人	2人	2人	2人	2人

※指導員に欠員が生じた場合は、④代替指導員を補填することで対応している。

(5) 放課後児童クラブをめぐる全国的な状況

ア 国の動き

こども家庭庁（厚生労働省）と文部科学省は、次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策が進められてきた。これらのプランにおいて、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、受け皿整備における小学校施設の活用や、放課後児童クラブと放課後子ども教室※の連携促進などが図られてきた。

しかしながら、放課後児童クラブのニーズは増加傾向にあり、令和5年度で依然として約1.6万人の待機児童が存在しているとされている。

また、平成27年3月には放課後児童クラブ運営指針が策定され、以下の3つの視点により一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開が図られてきた。

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② こどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を保障し、こどもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ こどもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等がこどもとどのような視点で関わる事が求められているかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

※ 放課後子ども教室とは、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等とおして、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として活動している事業

イ 放課後児童クラブの現状（令和5年5月1日現在（こども家庭庁調））

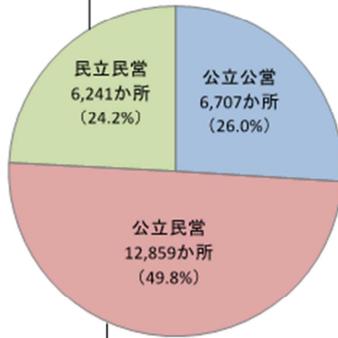
① 設置・運営主体別実施状況

公営のクラブが減少傾向、民営のクラブが増加傾向となっている。これは、こども家庭庁が公表している平成元年度以降の統計データにおいて同様の傾向となっている。

自治体業務の効率化と人材確保を図って待機児童の解消につなげることを目的として、運営を民間に委託するクラブが増えてきているとみられる。

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約26%、公立民営のクラブが約50%、私立民営が約24%を占めている。

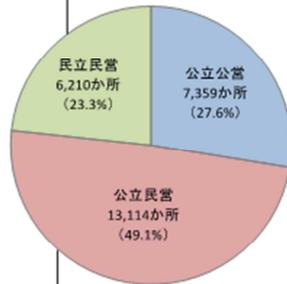
社会福祉法人	2,015か所	(7.8%)
NPO法人	1,116か所	(4.3%)
運営委員会*	1,205か所	(4.7%)
保護者会	1,905か所	(7.4%)
その他	1,905か所	(7.4%)



社会福祉法人	3,355か所	(13.0%)
NPO法人	1,753か所	(6.8%)
運営委員会*	2,724か所	(10.6%)
保護者会	2,724か所	(10.6%)
その他	5,027か所	(19.5%)

(参考) 令和4年

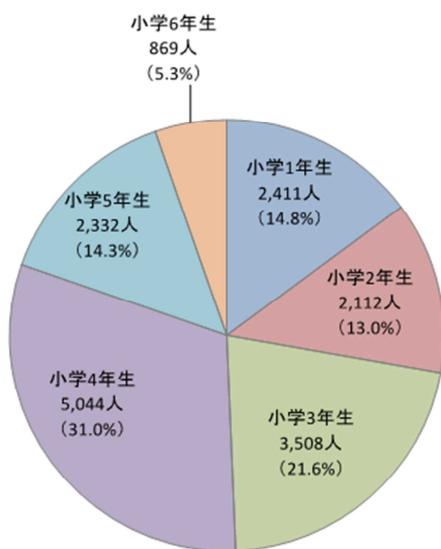
社会福祉法人	1,980か所	(7.4%)
NPO法人	1,125か所	(4.2%)
運営委員会*	1,344か所	(5.0%)
保護者会	1,761か所	(6.6%)
その他	1,761か所	(6.6%)



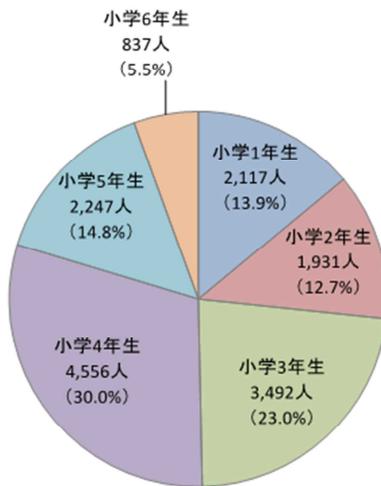
社会福祉法人	3,502か所	(13.1%)
NPO法人	1,867か所	(7.0%)
運営委員会*	2,983か所	(11.2%)
保護者会	2,983か所	(11.2%)
その他	4,762か所	(17.8%)

② 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況を見ると、低学年（小学1年生から小学3年生）は前年比で491人増加、高学年（小学4年生から小学6年生）は前年比で605人増加した。



(参考) 令和4年



2 課題

(1) 指導員の人手不足

町の仲よし学級における最も重大な課題は常勤の指導員の慢性的な人手不足である。

1 (4) 職員の状況のとおり、令和6年度の佐山仲よし2組は主任指導員が欠けた状態で運営しており、他の仲よし学級も最低限の指導員数の確保に留まっている。そのような中、指導員の休暇や病気等で欠員が生じた際には、代替指導員を補填しているが対応しきれない状況も生じるため、生涯学習応援課の事務職員が現場対応に当たる場合もあり、保育の質の低下が懸念される。また、指導員の高齢化も深刻であり、常勤職員10人のうち、60代が6人でうち2人が65歳以上、50代が4人となっており、持続的な学級運営が非常に厳しい状況である。(町の会計年度任用職員の雇用は特例を除き基本的に65歳までとしている。) 町は人材の確保に向け、近隣市町と同水準の賃金を設定し、ハローワークや町広報誌、町ホームページ等での求人を継続的に行い適宜採用しているが、配置職場と自分の理想との差異や不安から不適應を起こすケースなどにより毎年退職者が発生しているため、根本的な改善には至っていない。配置する指導員数は、保育の質や職員のワークライフバランス、士気に影響し、最終的にはサービス全般に直結することになる。少子化により子どもの数が減少している一方、仲よし学級のニーズは高く、子育て支援の重要な一翼を担う施設であることから、安定した学級運営の実現が急務である。

(2) 保育の質の確保

町の仲よし学級では年1回、有識者を招き職員研修を実施しているが、学級での保育方法や保育内容は各指導員の資質や経験に依存している状況である。

子どもたちが様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来にわたって幸せな状態で成長できる放課後の居場所づくりを目指すことが求められているが、現状としてはその機会が限られている。

このようなことから、子どもの保育・教育に係る有資格者の配置や保育の専門性に資する多様な研修の充実が求められる。

(3) 運営に対する評価

仲よし学級では、保護者アンケートを行っているが、運営に関する評価はこれまで行っていない。客観的な評価により利用者等の意見を取り入れながら、運営についての評価を行い、利用者の視点を反映しながら、運営の改善や方向性の検討、職員の質の向上を目指していくことが求められる。

(4) 障がいのある児童への対応

これまでから仲よし学級において、障がいのある児童については、当該保護者の意向を確認し、町福祉部局と連携を図りながら可能な限り受け入れを行っている。

しかしながら、各児童の特性は多様であり、特性に応じ安心して過ごすことができる対応が難しいケースがある。

また、医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務もあり、仲よし学級で障がいのある児童の受け入れについては、施設・設備、知識や技術をもつ職員の確保をはじめとした様々な課題があると言える。

3 放課後児童クラブ各運営主体の比較

(1) 運営主体ごとの特徴

現在、全国の放課後児童クラブは主に①直営、②民間委託、③保護者会、④社会福祉協議会、⑤NPO法人、⑥社会福祉法人で運営が行われており、それぞれの運営主体ごとに特徴がある。町の既存の運営方法である①直営は利用者にとって信頼性が高く、保護者にとって安心感がある。一方、町のみならず他市町村でも指導員の確保が困難であることや高齢化、現場の人手不足や指導員どうしのトラブル対応に町職員が介入するため行政事務の負担が発生していることなどが課題である。②民間委託、④社会福祉協議会、⑤NPO法人、⑥社会福祉法人は事業者のノウハウを活かした柔軟な運営や安定した指導員の確保が期待できる一方、運営主体の変更により保護者が不安を抱く可能性がある。また、現状では④社会福祉協議会、⑤NPO法人、⑥社会福祉法人の引受先を見つけることが極めて困難である。③保護者会や⑤保護者により組織されたNPO法人は学校や地域の特色を活かした独自のクラブ運営が可能なことや、開設時間や保育料を自由に設定でき、保護者の細かいニーズに対応できる一方、保護者がクラブ運営を担うため保護者負担が増大することから、実現性は乏しいと考えられる。

(2) 直営と民間委託の比較

運営主体ごとの特徴を踏まえ、町で実現可能な運営方法は①直営か②民間委託であると考えられる。双方の比較をまとめた表が下図のとおりである。指導員数、指導の質、保育内容については民間委託を導入することで直営より改善、向上が期待できる。一方、運営コストについては直営よりも増大することが見込まれる。現在、仲よし学級運営に係るすべての業務を町が担っているが、仮に民間委託を導入した場合には、現場の学級運営は事業者が担い、入級手続きや利用料徴収等の事務業務は引続き町が担うこととなる。

		直営	民間委託
1	指導員数	開設に必要な最低人員を確保するに留まっている。	理想的な人員の配置が実現できる。
2	指導の質	年1回研修を実施しているが個々の指導員の資質に依存	定期的な研修や適切な人員管理・人員育成により、質の向上に期待できる。
3	保育内容	受け継がれてきたプログラムの継承や指導員個人の資質に依存	体験活動などノウハウを活かした柔軟なプログラムを期待できる。
4	運営コスト (町負担額)	委託よりコストが低い。	直営よりコストが高い。
5	町の役割 (現場関係)	職員採用、シフト調整、研修、トラブル対応などすべて町が実施	委託事業者が実施 ※小学校やこども園との調整や、定期的な現場視察及び指導は町が引続き実施
6	町の役割 (事務関係)	入級手続き、利用料徴収、施設の維持管理、補助金申請などすべて町が実施	同左

4 提言

仲よし学級の運営を担う人材の確保や養成、資質の向上、専門性等多くの課題が指摘された。それらの課題を踏まえ今後の仲よし学級の運営の方向性について以下のとおり提言する。

【運営内容について】

(1) 指導員の人手不足の速やかな解消

町の仲よし学級は最低限の指導員数の確保に留まっており、安定した学級運営を行っていくことが厳しい状況である。また、高齢化が進んでおり、経験豊富な職員の退職までの間に知識・技能の継承を行っていかなければならない。指導員の配置は仲よし学級を開設するにあたり最も基本的な要件であることから、十分な人手の確保を早急に行う必要がある。

(2) 保育の質の確保

保育の質は保護者の安心感や児童の満足度に直結するため、指導員の処遇改善や保育に係る知識・技能を持つ人材の確保、研修の充実を図り、継続的に質を向上していく必要がある。

(3) 運営に関する評価の検討

現状、仲よし学級における評価は保護者アンケートのみであるが、指導内容の見直しや運営の改善を図るため、客観的な評価システムの構築を検討する必要がある。

(4) 多様な居場所を含めた総合的な検討

「放課後子ども総合プラン」で推進されている放課後子ども教室は、保護者の就労等に関わらず、放課後に児童が多様な体験等を行える場であるが、町では同一小学校内で放課後児童クラブとの一体的な事業実施は行っていない。子どもや保護者にとって放課後等の過ごし方の選択肢が増える状況は望ましいことから、今後はそういった場の提供についても、先進自治体の事例を参考に研究を進めていく必要がある。

また、近年町内において、NPO法人等により設置される子どもの居場所となる施設が増えてきている。そういった民間の運営主体とも連携を図り、子どもや保護者が、それぞれの状況に応じて、多様な放課後の居場所を選択できるようになることが望ましい。

【運営主体について】

本検討委員会で議論を重ねた結果、町で実現可能な運営方法は①直営か②民間委託であると結論づけられる。既存の①直営での運営を継続する場合は、人手不足の解消や保育の

質の向上を図るため、指導員の賃金の見直しを図ることや短時間勤務等の柔軟な働き方を導入することで求職者にとって魅力的な労働環境を整備していくことが重要である。また町のみでの求人では人手不足が解消されない場合は、民間事業者の人材紹介や人材派遣を活用することも手段の一つであると考えられる。②民間委託を導入する場合は、利用者の立場に立った事業者選定を行うことが重要であり、その際は価格競争ではなく、保育の内容や事業者の実績等を勘案することが可能なプロポーザル方式が望ましいと考えられる。適切な事業者が選定された場合、保育の質やサービスの向上が見込まれるため、保護者や児童の安心感や満足度の向上が期待できる。ただし、安全で安心な仲よし学級の運営を行っていくためには、委託契約の仕様書に基づく運営をさせるだけでなく、積極的に町が関わりをもって国や府の情報の共有や各事業者が相談できる体制を早急に作り、委託事業者への支援を行っていく必要がある。

町立小学校内に学級が設置されている立地状況や他市町と比較して低廉な利用料については、町の強みであるため、運営主体の変更の有無に関わらず現状を維持されることが望ましい。

直営と民間委託には長短があり、一概にどちらかが優れていると断言できるものではないが、現状において、すでに直営での安定的な運営が難しい状況であることから、利用者へのさらなるサービス向上の期待を含め、民間委託による運営について早急に検討を行う段階であると考えられる。

5 久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会

教育長は、今後の仲よし学級の運営方法について検討するため、令和6年7月1日付けで久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会を設置した。（※設置要綱は、この報告書の参考資料に掲載する。）

(1) 検討委員会の構成員

委員長 大森 弘子（京都文教大学准教授）

委員 岡本 泰典（東角小学校長）

委員 政田 美音子（御牧小学校PTA会長）

委員 阿部 拓児（久御山町教育委員、京都府立大学准教授）

【事務局】教育委員会生涯学習応援課

(2) 検討の経過

第1回検討委員会

期日：令和6年7月1日（月）

会場：役場2階 会議室23

協議内容

- ・久御山町放課後児童健全育成施設（仲よし学級）について
- ・仲よし学級の現状と課題について
- ・今後のスケジュール等について

第2回検討委員会

期日：令和6年8月28日（水）

会場：役場2階 会議室23

協議内容

- ・放課後児童クラブ各運営主体ごとの特徴について
- ・直営と民間委託の比較について

第3回検討委員会

期日：令和6年10月22日（火）

会場：役場2階 会議室23

協議内容

- ・久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会報告書について

参考資料

久御山町放課後児童健全育成施設の運営のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 久御山町放課後児童健全育成施設（以下「仲よし学級」という。）の運営のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 仲よし学級運営のあり方に関する事項
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命した4人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町立小学校の校長の代表者
- (3) 仲よし学級を利用している子どもの保護者の代表者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から教育長に検討結果を報告する日までの期間とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習応援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。